

平成26年度

第1回 栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

平成26年度 第1回 栃木県公共事業評価委員会
会議結果の概要

- 1 日 時 平成26年8月4日（月）14：00～17：05
- 2 場 所 栃木県庁本館6階 大会議室1
- 3 出席者 (委 員) 池田 裕一 (宇都宮大学工学部教授)
奥本 雅之 (栃木県経済同友会理事)
加藤 幸子 (栃木県女性団体連絡協議会事務局長)
田坂 聡明 (宇都宮大学農学部教授)
田村 孝浩 (宇都宮大学農学部准教授)
根本 智子 (弁護士 栃木県弁護士会)
築瀬 範彦 (足利工業大学工学部教授)
- 4 議事案件 (1) 栃木県県土整備部所管事業の再評価について (審議案件)
ア 道路事業3件
イ 住宅市街地基盤整備事業1件

5 議 事

○道路事業「一般国道294号 小川湯津上バイパス 那珂川町・大田原市」(県事業)

(栃木県)

自己評価書(資料3-1)に基づき事業概要を説明。

以下質疑応答。

(委員)

バイパス区間の供用開始によって実際にバイパスに移った交通量の調査等は実施されているかどうか伺いたい。

(栃木県)

供用開始した区間は1kmです。今年7月に交通量を測りまして、12時間で560台ほどの交通量を観測したところです。

(委員)

単純に言って、現道のほうは500台くらい交通量が減ったと考えていいということですか。

(栃木県)

現道の交通量は測っておりません。バイパスのみ測りました。

この辺はそれほど大きく交通の流れが変わるような場所ではありませんので、現道を利用していた人たちが一部転換したと我々は捉えています。

(委員)

費用対効果のところを確認したいことがあります。事業全体のときの総便益は64億円という形になっていますが、今回、残事業だと53億円になっています。その差が11億円になっていると思います。そうすると、バイパスが一部供用になったことによって、便益額がどの程度下がっているのか、伺いたい。

(委員長)

500台分転換したからその分だけ下がっているのですか、という質問ですね。

(栃木県)

バイパスの部分供用の効果が出ましたので、計算上ではその分が11億円下がったような形になります。

(委員)

前回の評価時から比べて7.4億円くらい事業費が増加しているということで、その中で、進入路と用排水路の付け替えで1.8億円というのはちょっと大きいかと思ったのですが、関連す

る水田面積がどのくらいあったのかがわかれば教えてください。

(栃木県)

1.8億円は、地元調整する中で、要望等意見を受けながら施工しました。その規模については、400号の周辺から箒川左岸までの一帯で、大断面の水路の大規模な付け替えや、バイパスが田んぼを斜めに分断していくことから、田んぼへの進入路も延長的には500m強くらいを施工しています、それに伴って事業費が増加しています。

(委員)

事業費が増加した内容で、搬入盛土材の質的改良で3億円ほど金額がふえているのですが、これは、当初想定していた計画に比べて品質を変えなければいけないような事象が発生したということですか。

(栃木県)

県では、建設発生土の有効利用という観点からは、品質を改良してでも使っていくという方針で、常に臨んでいるところです。当初の予定では質のいいものが入ってきてそれを使うということで計画していたのですが、結果として改良するということになったということです。

(委員長)

他工区からの発生残土の質のいいものが入ってくると思ったが、ちょっと悪かったから改良せざるを得なかったということですね。

(栃木県)

はい。

(委員)

「事業スケジュール」についてです。平成21年の再評価時では用地買収が終わった次の年に工事が完成する形だったのが、今回、用地が終わってから3年間を要すると変更になった具体的な理由を聞かせてください。

(栃木県)

平成21年度には、用地取得と並行して橋梁工事も進めていくということで考えていたところですが、ただ、用地取得の目途が立たない中で橋梁部分の事業費を投入しても効果が発現できないということを考慮しまして、橋梁工事の着手を見合わせました。用地は平成25年度に取得できましたので、その後速やかに橋梁工事に着手しましたが、橋梁工事は3年ぐらいかかる見込みです。結果として、用地取得後3年ほど延びるとご理解いただければと思います。

○道路事業「一般国道408号 真岡宇都宮バイパス 真岡市・宇都宮市」（県事業）

（栃木県）

自己評価書（資料3-2）に基づき事業概要を説明。

以下質疑応答。

（委員）

費用対効果についてお伺いしたいのですが、この場合の全体事業というのは、4車線を全体としているのか、暫定2車線で算出しているのか教えてください。

（栃木県）

全体事業は4車線で費用対効果B/Cを算定しております。

（委員）

そうであれば、暫定2車線の出した費用対効果とは違うわけですね。暫定2車線の出した費用対効果はどれくらいだったのか、それを教えてください。

（栃木県）

前回平成23年時の再評価では、暫定2車線の費用で算定しています。前回は事業全体で費用対効果B/C=3.4という数字を出しております、総便益571億円、総費用は167億円です。

（委員）

交通量推計の説明で、平成42年推計のところでバイパスが45,500台となっています。暫定2車線で開通されたときに10,700台だったものが、平成42年にはかなり大きく増えているので、その理由をお聞かせください。

（栃木県）

まず45,500台というものは、408号バイパスが全線4車線でつながったときのネットワークで推計しているものです。平成26年実測値については、真岡南バイパスや宇都宮高根沢バイパスが繋がっていない状況での交通量です。

将来45,500台と、なぜこれだけ増えるかという質問ですが、主な要因としては、南北方向の交通が並走している新4号国道、あるいは現道の408号、また東側では石末真岡線や真岡那須烏山線などの県道がありますので、そちらから転換してくる交通があることによって、このように増えていくと推計しております。平成32年には新4号国道と本バイパスを結ぶ位置に市が整備します「みずほの通り」が完成しますので、主に新4号国道からこちらに回ってくるものだと思います。

(委員長)

おおむねどこから何台くらい入ってくるのか、ラフな数字で結構ですから教えてください。

(栃木県)

まず、新4号国道ですが6車線道路でして、こちらから計算上では約10,000台。それと合わせて、現道から約10,000台がこちらに回ります。その他、真岡宇都宮バイパスの東側ですが、こちらの南北に走っている各県道において、結構な台数が転換するものと推定しております。

(委員)

そうすると、費用便益効果について、台数が増えたことによる効果というのは算入されているのですか。例えば、何台分の自動車が速く通過できたから便益は増えているとか。また、増え方によって交通事故の確率が増えてくるからそれに対する効果が減っているとか、こういったことは想定済みでやられているのか、その辺を教えてください。

(栃木県)

費用便益効果については、広い範囲のネットワークでの交通量変化に伴って積み上げることになっています。広く影響が出ているところから個別に拾って、走行時間便益等、区間ごとに交通量が出てきますので、それを積み上げているところです。また、バイパスの供用によって主として影響が出るようなところの事故便益とか、それぞれを積み上げて合計しています。

(委員)

資料3-2の1ページ目、「事業を巡る社会経済情勢等の変化」のところが「特になし」と書いてあるのですが、これは、これでよろしいのでしょうか。今回説明いただいた内容だと、県の財政健全化の集中期間だったから暫定2車線にしておいたということでした。それが変わったので4車線にするという話ですので、多分、資料3-2の「事業を巡る社会経済情勢等の変化」のところは「特になし」ということではないのかなと思います。

(栃木県)

再評価要領では、社会経済情勢の変化のほか、いろいろなことも想定しています。

今回の場合については、前回の再評価において2車線で進めていきますということで諮ったものを4車線化で引き続きやっていくということで諮っています。今回の案件は、社会情勢の変化によって経済情勢が悪くなったとか、社会的な何かがあったとかというものではなくて、県の進め方として暫定2車線で進めていたのを当初計画どおり進めていくということで再評価に諮るものです。

(委員)

今回説明していただいた内容を、次のように理解しました。前回暫定2車線で通しておいて、今回は4車線にする。その理由は、県の財政健全化の集中期間だったために前回は暫定2車線でやった。その期間が終わったので今回は4車線にするという理解です。

それであれば、経済情勢の変化のところにその旨が書かれるべきではないか、というのが質問の趣旨です。

(栃木県)

県の考えでは、一つの要素として財政健全化はありましたが、その期間が終わったので4車線にするということだけではありません。平成23年のときには北端と南端の宇都宮高根沢バイパスや真岡南バイパスの事業の進め方がまだ見えていませんでした。昨年、平成25年度の再評価や新規事業評価のときに平成32年までを目標にしていくということになり、平成32年につながるなら今回説明したとおりの交通量が增大していくことになり、そうすれば4車線化は当然これまでどおりのスキームを進めていくという整理をしました。ですから、社会情勢等の変化というところでは、いろいろな見方があると思いますが、県としては大きい社会情勢の変化とはとらえておらず、ここには記載しておりません。

(委員長)

本来あるべき姿に戻ったのだから外的要因ではないだろうという説明かと思いますが、いかがですか。

(委員)

説明の趣旨はよくわかりました。ということであれば、どう書くかは任せますが、少なくとも、一般県民の方にもわかるような説明・記述にされたほうがいいと思います。

(委員長)

そこは資料の整合性をとっていただきたいということによろしいですか。

(栃木県)

はい。検討して、記載させていただきます。

(委員)

真岡南バイパスの議論を昨年させていただいた時に、暫定2車線でとりあえず開通させるという話だったような記憶があります。これは最終的にみると、真岡から高根沢まで408号バイパス全線を4車線でつないでいくという方向になっていくべきものなのか。そして、今回の推計の45,500台くらいの交通量が平成42年になるという想定も、真岡から高根沢まで4車線で全

部つないでいくことを想定しているのか、その辺を教えてください。

(栃木県)

交通量45,500台については、真岡から高根沢まで4車線化で推計しています。

(委員)

全部4車線ですか。

(栃木県)

はい。

なお、今回は真岡インターから国道123号までの区間で4車線化を進めてまいります。その後については、真岡南バイパスが暫定2車線でつながってきますので、交通量の推移をみながら、こちらも4車線化について判断してまいります。将来的には4車線化を当然見越して全体事業計画を立てていますが、その時期については交通量の推移を見ながら考えてまいります。

○道路事業「主要地方道宇都宮亀和田栃木線 合戦場 栃木市」(県事業)

(栃木県)

自己評価書(資料3-3)に基づき事業概要を説明。

以下質疑応答。

(委員)

事業概要の一番下に「当面は暫定的に2車線での整備を行い、交通量の推移を見ながら4車線化を図ることとする」と書いてありますが、これは暫定2車線の事業評価なのか、4車線の事業評価なのか、そこがわかりません。

(栃木県)

今回は暫定2車線での評価です。

(委員)

暫定2車線での評価でしたら、ここの部分はやはり暫定2車線での開通ということだけにして、4車線化を図るとするのは除いたほうがいいと思います。

(栃木県)

資料を修正させていただきます。

(委員)

事業の進捗状況で、「平成26年度末の進捗率は、事業全体の約93%」と書いてあります。これは「事業費ベース」ということで93%ということ、残事業は残された土地の用地費ぐらいか

なという気がするのですが、それなのに事業スケジュールを見ると土地を取得後2年くらいかかる形になっています。ここの差がわからないので教えてください。

(栃木県)

事業費ベースで93%というのは、全体事業費に対して残事業費を引いて計算したものが93%になるということです。

用地取得完了後、2年間工事を行うというところですが、田園地帯なので、改良工事、舗装工事、水路の切り回し等いろいろ考えなくてはならないものですから、2年くらいかかるだろうと考えています。残っている延長は、先ほど説明したように500mの区間ですが、農振地域で水の問題とかいろいろありますので、そのぐらいの期間はみておきたいと思っています。

(委員)

そこがよくわからないのですが、1.5kmの区間で残っているのが500m。事業費で93%使っていて、なおかつ工事を2年間やるほど工事が残っているということなのですか。93%の進捗という事は、かなり進んでいる形になるのではないかと思うのですが。

(栃木県)

93%の進捗ですが、3.2km全体を考えて93%ということで算定しております。

(委員)

3.2kmの93%という事ですか。

(栃木県)

そうです。本事業は、全体で3.2km区間の工事となります。

(委員長)

よろしいですね。これは分母の認識の違いですね。

(委員)

用地取得のスケジュールは今年から3年間ですが、これは安全をみてということでしょうか。

(栃木県)

これまでの経験上、このぐらいの期間は必要と考えております。

(委員)

わかりました。

(委員長)

用地取得を引き続き努力いただき、一日も早い事業の完成をお願いしたいと思います。

○住宅市街地基盤整備事業

「主要地方道宇都宮鹿沼線 荒針工区 ・ 一級河川姿川 上欠工区 宇都宮市」(県事業)

(栃木県)

自己評価書(資料4-1)に基づき事業概要を説明。

以下質疑応答。

(委員)

確認ですが最後のところで、「道路や河川の公共施設は必要な社会資本であるため、道路については、継続整備し」とあるのですが、河川はもう終わっているという理解でいいですね。

(栃木県)

河川事業は終わっています。河川についても御説明した通り、氾濫等の解消を目的とし整備しましたので、当然必要な事業だったと考えています。

(委員)

河川事業ですが、住宅団地フレッシュタウン七久保のすぐ下流側については、今回の住宅市街地基盤整備事業で賄い、ほかの区間については通常費で賄うというお話だったのですが、 $320\text{m}^3/\text{S}$ の計画流量については、住宅団地を考えない元々の計画で考えていた流量なのでしょうか。

(栃木県)

河川事業については、昭和の段階から思川合流から計画しておりまして、計画流量はこの住宅団地のあるなしにかかわらず流域で計算しています。

(委員)

例えば、こういう開発をすると流域の流出率が変わるので、それに合わせて計画流量を変えとか、それに合わせて調整用の貯留施設をつくるという話があると思いますが、それについてはどうだったのでしょうか。

(栃木県)

この場合は、住宅団地の計画にて、その中で流出量分の調整池を整備する計画でした。

(委員)

それはできているのですか。メガソーラー事業をやるときに継続して、その事業をやる人にやってもらうということですか。

(栃木県)

現在、メガソーラーの計画においても調整池を整備し、調整して流すということになってい

ます。

(委員)

メガソーラーの計画においても調整池を整備するので、河川は元々の計画流量で大丈夫だということですね。

(委員)

直接関係するかどうか分かりませんが、国からの補助金だと思いますが、こういう計画変更の場合には返還義務はないのですか。

(栃木県)

その部分につきましては、住宅団地があって、その住宅団地のみにつながる道路などは対象になりますが、今回の道路事業や河川事業はその地域一帯となって使うものですので、問題はないという考えです。

(委員)

ということは、栃木県民の立場としてはそれほど大きな影響は受けないけれど、日本国民としては、無駄に補助金が使われたということは考えられますか。

(栃木県)

道路事業、河川事業とも整備が必要な事業ですので、補助金で整備する事業であったということでは間違いないと思います。

(委員)

あくまで整備するものがあって、それをいろいろな補助金に振り分けてやっているというのはよく理解できますので、直接無駄だとは思っていません。ただ、当初予定していたものと計画変更が生じた場合、何らかの形で説明責任が発生するのではないかという気がします。住宅市街地基礎盤整備事業で本来なら別の場所で事業ができたのではないのでしょうか。今回は住宅団地にならない場所に使ったという形になると思います。そのことについてはどのように総括されるのですか。

(栃木県)

全国的にこのような箇所が幾つか見受けられるということなので、国と協議しながら問題なく進めていきたいと考えています。

(委員長)

ただいまの質問の確認ですが、補助金が適正に使われたということについては問題ない。ただ、事業の目的そのものが変更になったということについて、行政として何らかの説明責任を

果たすべきではないか。こういう趣旨でよろしいですか。

(委員)

道路事業、河川事業とも何の補助金であろうと整備すべきものであった。それがたまたま住宅市街地盤整備事業を使ったということで理解はできます。

ただ、県の事業として見た場合に、住宅団地の基盤整備に使う別の場所もあったわけで、それが遅れたという形になるわけですね。その整合性を何らかの形でとっておかないといけないのではないかという気がします。

(栃木県)

道路事業は絶対必要なものだとして理解しています。そして今回は、住宅市街地盤整備事業という補助金を使って、周辺道路の整備や河川の整備をやってきたわけです。

委員の指摘で、この補助金を使ったことでほかの事業が遅れたのではないかとということですが、社会情勢の変化で結果的に住宅団地が中止になってしまいました。今後は、住宅団地整備が確実なものについてのみ導入していくということで進めていきたいと思えます。

(委員)

事業評価として、単独の事業として見た場合、無駄はなかった。これについて問題があるとは言っておりません。

企業と一体となって住宅団地の開発をして、それが諸事情によって変化した。こういうことに対してある程度の総括みたいなことをしなくていいのか。そこに疑問があるのでお伺いしたのです。

(委員長)

公共事業の評価についての質問ではなく、県の政策としてどういう見解か。そういう質問でしょうか。

(委員)

委員会にこのような内容が諮られた場合に、これを委員会で「問題なし」と言うには、どういうところまで理解した上で「問題なし」と言わなければいけないのか、そこを説明していただきたいということです。単に残事業について、これから残りの部分をやっていくことが良いのか悪いかを言うのであれば非常に簡単なのです。それが、住宅団地が潰れて中身も変わった、それで残りの部分を切り替えますよという話になっているということだと、どうしても住宅団地が潰れたという事を引きずるわけです。その部分も含めて我々は評価しなければいけないわけですから、もうちょっと県の考えを説明していただきたい。

今回はたまたま河川事業も道路事業も非常に必要なものだったし、補助金を使って行う意味があることだったから理解されると思いますが、これがもしそこにしか使われないような道だったり、そこにしか使われないような河川だったときに、このままの委員会で「はいそうですか、切り替えて結構ですよ」と言えるのか。たまたま、その道や河川が公共的に役に立ったか、役に立たないものだったかの違いはありますが、内容は同じだと思うのです。それに何も触れないでいいのかというのが私の素朴な疑問です。

(委員長)

委員が疑問に思っていることは、全く事業目的が変わってしまった結果、補助金等に係る予算執行の適正化に係る法律の義務違反に既になってしまっているのではないかと私は理解しました。私の理解でいいかどうか事務局に確認です。

(栃木県)

指摘のとおりです。住宅団地のためだけの事業であれば、補助金の返還というのは当然のことです。しかし今回は、住宅団地はできなかったけれども、それに見合うくらいの住宅市街地、要するに鹿沼と宇都宮を結ぶ生活路線ですので効果は得られたと、この会議で認知していただければ、先ほどからあります義務違反ではないという解釈をしております。

(委員長)

議論が少しずれ違っているのかもしれませんが。

(栃木県)

この再評価という制度は平成10年に導入されたわけですが、今までやった事業がどうだったかというのも一つの検証なのですが、これ以上無駄を出さないというのが一つの大きな目的になっています。各時点で、この事業は将来を見通した上で継続すべきなのか、今までの投資は投資として、やめてこれ以上無駄を出させないようにしたほうがいいのかを判断するのが再評価の一つになっています。ですから、国の通達などでも、ここでやめた場合はそれ以降の無駄を省いたわけですから、確かに今までの投資は無駄になるのですが、これ以上無駄を生じさせないという意味で、国は今まで投資をした金額について返還を求めているという制度になっています。

当然、この委員会でも過去に、ダム事業を社会情勢の変化だということで中止したことがあります。用地も買いました。買ってつくる前段までできていたものを、河川改修でやったほうがより効果的に整備ができるだろうという判断のもと、事後に残った事業費と次の河川改修で

の事業費を計算した結果、今までの投資は確かに無駄になってしまうが、今後の事業費は有効に使えるだろうということで、そういう判断をして中止にしたという事業がありました。

ただいま、補助金の出どころの話の中でいろいろ議論があったかと思いますが、基本的に住宅市街地盤整備事業であろうが道路事業であろうが、補助金は国の財源の中から受けているわけですから、整備すべき道路であり、整備すべき河川であったわけですから、住宅市街地盤整備事業という仕切りの中から出したのは確かに無駄だったという判断はあるかもしれませんが、全体の財源の中から考えれば決してこれは無駄になっているわけではありません。住宅団地が中止になった時点で、これ以上住宅市街地盤整備事業の補助金を使う必要性がなくなったわけですので、「今後、残事業に対して住宅市街地盤整備事業は使いませんという判断」が、今回の再評価の大きな目的と考えているわけです。

(委員)

補助金の要件から外れたから単にこれから抜きますよという報告だけなのか、そのところをはっきりさせていただければ、委員会も非常に簡単に判断できるのではないかという気がします。

(栃木県)

今回、この住宅団地計画が無くなったということであれば、我々は住宅市街地盤整備事業の補助金はもう投入できないので、ここで打ち切らせていただきたい。これ以上住宅市街地盤整備事業の補助金は投入できませんという判断をいただくというのが、この再評価の意味合いです。しかし、道路の整備事業は重要な事業ですので、別の補助金で整備させていただきませんかというお話です。

(委員)

今の議論は何となくわかったのですが、補助金を使った現状がここにあるわけです。これまで整備してきたものに対する評価は一体どうだったのかというのがあって、「平成26年度内の完成を目指す」という議論になるのではないかという気がするのですが。

(栃木県)

道路事業につきましては、平成21年度に再評価を行い、事業継続を判断していただいております。そのときに、住宅市街地盤整備事業というよりは道路事業として諮ったので、それに基づいてやってきました。道路事業については当然必要性があって、これまでしかるべき手続を進めながらやっておりまして、道路事業については何ら問題ないと考えています。

(委員)

この議論を県民へオープンにしていくときに、今回の説明だと、単に住宅団地の開発が頓挫したので、今まで使ったお金はある種無駄になりましたという見え方になると思います。だとするならば、過去にやった評価も含めて、道路資本整備をするという意味では効果があったということ、併せて書かれたほうがよろしいのではないかという気がします。

(委員長)

非常に全体をうまく整理していただけたかと思います。ただ、先の委員の質問については、直接的な回答はいただけていないという気がします。意見がありましたらお願いします。

(委員)

今までやってきたことが効果的であるということは認めていますし、これから必要な部分についても、公共事業としてやることに対して、決して反対はしていません。

ただ、1つだけ引っかかるのは、住宅市街地基盤整備事業として補助金をもらってやった事業が中止され、実質的に別のものになった。その事業について補助金を切り替えて終わりというのではなくて、これからの方向性とか、やってきてそれがどうだったのかという県の見解が一言欲しいということです。ただ単に補助金を切り替えると言われても、公共事業の再評価にはそぐわないのではないか。それが言いたかっただけです。

(委員長)

そもそも宅地開発がもとになった事業ではないか。そこが転換したことに対するきちんとした説明がほしい。こういうことでよろしいでしょうか。

(委員)

社会情勢が変化して住宅団地がだめになったというのはわかるのですが、今まで宅地開発とかそういうものに力を入れていた部分が、メガソーラーに転換した。それに対して県はどういうことを考えているのかが説明からはわからないというところです。

(栃木県)

県としましては、県の土地利用対策委員会が5月に実施されたのですが、この点についてその委員会で取り上げまして、結果的には住宅団地をメガソーラーに切り替えることはやむを得ないという見解を出しています。

(意見の取りまとめ)

○道路事業「一般国道294号 小川湯津上バイパス 那珂川町・大田原市」(県事業)

(委員長)

まず道路事業「一般国道294号 小川湯津上バイパス」について、県の対応方針(案)に対する意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

では、第1番目の案件につきましては、意見等がないようなので、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたいと思います。

県の方針どおり、対応方針(案)のとおり事業を継続することが妥当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

(委員長)

ありがとうございます。

○道路事業「一般国道408号 真岡宇都宮バイパス 真岡市・宇都宮市」(県事業)

(委員長)

続いて、道路事業「一般国道408号 真岡宇都宮バイパス」について、県の対応方針(案)に対する意見がありましたらお願いします。

これにつきましても、よろしいですか。意見は特にありませんか。

では、委員会としての意見内容の取りまとめを行いたいと思います。県の方針どおり、対応方針(案)のとおり事業を継続することが妥当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

(委員長)

ありがとうございます。

○道路事業「主要地方道宇都宮亀和田栃木線 合戦場 栃木市」(県事業)

(委員長)

続いて、道路事業「主要地方道 宇都宮亀和田栃木線」について、県の対応方針(案)に対する意見がありましたらお願いします。

この案件についても、特に意見等はよろしいですか。

では、委員会としての意見内容の取りまとめとして、県の方針どおり、対応方針（案）のとおりに事業を継続することが妥当としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

（委員長）

ありがとうございます。

○住宅市街地盤整備事業

「主要地方道宇都宮鹿沼線 荒針工区 ・ 一級河川姿川 上欠工区 宇都宮市」（県事業）

（委員長）

最後に、住宅市街地盤整備事業「主要地方道 宇都宮鹿沼線、一級河川 姿川、藤和フレッシュタウン七久保」について、県の対応方針（案）に対する意見がありましたらお願いします。よろしいですか。議論されたことですから、もし附帯意見等がありましたら。

（委員）

これは中止するということですか。

（委員長）

そうですね。端的に言うとそうなります。

（委員）

先ほどの説明では、中止するというだけではなくて、残りの事業について別の事業で継続することについての同意も評価するというのでよろしいのでしょうか。補助金の出どころを変えということでの審議だと私は理解していたのですが。

（委員長）

県側で、そこの整理をお願いします。

（事務局が委員長に説明）

（委員長）

基本的に中止するという判断が1つあります。2つ目は、今いただいた意見のように、住宅市街地盤整備事業については打ち切って、残事業分については別の事業で行う。この2つの整理という事です。その案について特に意見があるかどうかを確認させていただきます。

（委員）

そこがはっきりしていないと思います。

(栃木県)

資料4-1の1ページの一番下、「事業の対応方針(案)」に記載のとおりでして、「住宅市街地盤整備事業は、採択要件を満たさなくなったことから、同事業による整備は中止とする。しかし、道路については、今後も道路改築事業により継続整備し、平成26年度の完成を目指す」というのが、県としての意見です。

(委員長)

これについての意見ということでお願いします。

(委員)

住宅市街地盤整備事業としてやるということを我々は再評価していたと思います。その中に、別事業でやるということまで含まれて提案されていることにちょっと疑問を感じます。再評価というのは、あくまで今まで住宅市街地盤整備事業としてやってきたことに対する再評価ですね。新たな事業として県費を使ってやることは再評価には当たらないと思うのですが、そここのところはどういう扱いになるのですか。

(栃木県)

平成21年度において、道路事業については再評価をいただいております、道路事業全体の評価は既にいただいていると解釈しております。

(委員長)

私なりの理解ですが、この再評価の議論自体が住宅市街地盤整備事業の再評価を行うという枠から出ているのではないかという指摘です。ようやく議論が収斂してきましたが、先ほどから委員が言われているように、そもそも最初の前提条件として、再評価から外れてしまっているのではないかという指摘だと思います。

(委員)

道路事業については再評価が終わっているということであれば、我々はこのについて何も言うことはないはずですが。これは予算の出どころが変わった県の方が考えればいいことであって、住宅市街地盤整備事業との絡みで委員会に諮られると、住宅市街地盤整備事業に関する再評価と考えるべきではないのではないかと思います、そこがよくわからない。

(委員)

この事業が初めに諮られた時のかけ方がどのようなかけ方だったのか、というのがそもそもだと思います。最初に事業が立ち上がった時点で、一体どういう事業としておこなわれたのか。多分そのときは事前評価の委員会がなかったということですかね。

(栃木県)

では、このように理解いただければいいかと思います。道路事業については平成21年度に再評価に諮りまして、継続について判断いただいております。今回はその道路事業はずっと継続していきまして、住宅市街地盤整備事業として整備することがいいかどうかを判断いただきたいということです。ですから、道路事業全体についていいか悪いかという判断は平成21年度に結論が出ていまして、その後ろの一部が事情が変わってしまったので、その事業費を今後とも投入してよろしいかどうかということを、今回の再評価で判断いただきたいと思います。

(委員長)

定義として、宇都宮鹿沼線という道路をつくる「道路整備事業」と、この中にどの補助金をあてるかという「事業」の2つの事業という表現が混ざっていて、その中の補助金をあてるという事業の住宅市街地盤整備事業については中止する。それについては、既に採択要件がなくなったということで中止が妥当であるかどうか、その妥当性を判断すればいい。こういう議論の整理でよろしいでしょうか。

(委員)

県からすると、住宅市街地盤整備事業というのは1つの事業として進められているという考えなのかもしれませんが、委員会としては、具体的な道路事業とか河川事業とか、そういうものとしてしか見えないわけです。補助金の種類として住宅市街地盤整備事業の補助金が来なくなったというのは、それは県の問題であって、我々委員が評価をやるときには、補助金の種類に対しては反対だとは言えないわけです。道をつくることを委員会で承認されました。ところがそのお金が来ませんでした。だから別のお金を使いますよ。道の部分は認められているから、お金がどこから来たかだけ、これだけ再評価してくださいと言われても、これは委員会の再評価としては、なじまないのではないかとっているのです。

(栃木県)

委員の言われることはわかりますが、これは再評価という一つの制度の仕組みになっていまして、この住宅市街地盤整備事業を中止すべきかどうかきちんと第三者委員会の意見を聞きなさいということになっておりますので、今回、これ以上住宅市街地盤整備事業を投入すべきか否かというところをお諮りしたということです。

(委員長)

理解の仕方として、公共事業というものの定義だと思います。ここは公共事業評価委員会ですから。その中の公共事業を定義したときに、今の県からの説明は、「住宅市街地盤整備事

業という公共事業の中止」という判断を諮問されている。

そのときに、今議論されているのは、実態としての道そのものとか、あるいはその道を含む全体の開発事業とか、概念としてそういうものとは切り離して手続を進める。仕組みがそうになっている。こういう説明だろうと思います。

(委員)

国のほうでは、補助金を出しているのは住宅市街地盤整備事業費ですから、それに対して再評価しなさいというかもしれませんが、委員会としては、事業についてしか再評価の対象になっていないので、住宅市街地盤整備事業費を使うかどうかについてだけ再評価してくださいと言われても、再評価というのはちょっとできないというのが、私の素直な感想です。

(委員長)

委員が言われていることはよく理解したつもりです。県が説明していることも理解しているつもりです。基本的に、公共事業というものを行政的に定義したときに、形式論的には、住宅市街地盤整備事業の中止という形をとらざるを得ない。しかし、今、委員から意見があったように、事業としてはインフラもしくは宅地開発としては全体の話なので、それについてしかるべき説明が何もないまま住宅市街地盤整備事業という公共事業についての判断を求められているのは極めて理解が難しいところがある。こういう意見なわけです。

委員会としては、いわゆる公共事業の定義に従って、住宅市街地盤整備事業というものを公共事業だというふうに整理して、それを中止するということについての答申を求められたので、その部分だけ回答せざるを得ない。道路全体や宅地全体の整備ということとは切り離れた整理を諮問されたので、それに対して答申することになるのだろうと思います。

(委員)

私は素人ですが、要するに県側で言っているのは、住宅市街地盤整備事業を道路事業も河川事業も全部ひっくるめて、1つの事業としてこれを再評価してくださいということなのだと思います。それを、たまたま社会情勢が変わってきてその中の一部が中止になりましたのでそれを委員の皆さん了解いただき審議してくださいということが、県側の意味だろうと思います。それを、1つだけ引っくり返してそうじゃないこうじゃないと言っても、それは収まりがつかないのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。今、委員からは、非常にわかりやすい整理をいただいたと思います。非常に重要な部分だと思います。行政的な論理というものが、公共事業評価委員会では極め

てわかりにくいですが、形式論を積み重ねていくと何とか理解はできた。

答申内容としては、住宅市街地盤整備事業は、採択要件がなくなったことから、同事業による整備は中止する。この部分についてだけ、対応方針（案）どおり対応することが妥当としてよろしいでしょうか。このようにお諮りしたいと思います、いかがですか。

（「はい」の声）

（委員長）

よろしいですか。それでは、確認させていただきます。資料4-1の住宅市街地盤整備事業は、採択要件を満たさなかったことから、同事業による事業は中止する。この部分だけ答申ということで採択させていただきました。

後半部分についてはもう1回整理ということになりますが、県としてそれでよろしいですか。

（委員）

それではまずいのではないですか。

平成21年度に再評価した道路事業というのは、住宅市街地盤整備事業の補助金を使ってやるということで通っているの、それを使うことをやめるということになりますと、これ以降やれなくなりますから、附帯としてつけておかないとおかしなことになるのではないかと私は思います。ここでもし前段を決めるのであれば、後段も決めておかないとおかしなことになると思います。

（栃木県）

2段階の評価ということで、できれば委員の方が言われたように、「中止する。しかし、道路事業については継続整備して完成を目指す」というところまで今回の場で承認いただきたい、思っています。

（委員長）

県から今、後半部分についても同じように答申をとということです。

（委員）

附帯意見として、「事業費部分だけを取り出して再評価するというようなことはやめてほしい」というのを、一言付け加えていただきたいと思います。

（栃木県）

先ほど申したように、国土交通省の局ごとに権限が分かれていまして、それぞれの事業ごとにやりなさいという仕組みになっています。今回のような変更するとかいった場合に、再評価委員会の意見をいただかないでやったという場合、補助金の制度的に支障が生じることが懸念

されます。我々の説明で全体の事業の説明に不備があったことは十分認識しております。今後はきちんとした説明をさせていただきます。その上で、事業ごとに求められたことに対しては、県として国のほうに返さなければならないということもございますので、配慮をお願いしたいと思えます。

(委員)

この委員会は是か非かということを求められているのではなくて、審議を行い、不適切な点があれば改善する、意見の具申または助言を行うということを求められているような気がします。

今回のこの案に関しては、採択要件を満たさなくなったことから、同事業による整備は中止せざるを得ない。これは、我々としても「非」と言ったところで続かないわけですから、了承せざるを得ないというのが、私の率直な意見です。

後半部分については、委員会の附帯意見として、これで中止せざるを得ないのであれば、道路事業については別の事業で継続整備する、というのを委員会の附帯意見として出すのが素直ではないかと思えます。

(委員長)

「道路の整備については別途事業で整備することが妥当である」という附帯意見だということですね。

(委員)

平成21年度に道路事業の再評価として通ったものが、現状こういうことで変わったから、この補助金が変わってもよろしいですかという出し方をしていただき、特に事業ごとに道路事業と河川事業を分けてやっていただければ何の問題もなかったのではないかと思います。

(委員長)

先の委員の附帯意見も非常にわかりやすいのですが、それでは形式論として平成21年度の再評価の意味が問われてしまうのではないかという気もする。ただ、他の委員が言うように、整備という行為と予算を分けての説明が望ましいと言ってしまうと、これもまた行政は仕組み上困ることになる。ですから、委員長としてはこのとおり認めて附帯意見なしという形しかないかなと思えます。または、あくまでも「予算だけの公共事業みたいなものについて、もうちょっとわかる説明をしてくれ」という附帯意見を公共事業評価委員会としてつけたときに、県側として困るかどうかだけなのですが、意見は意見として出しておけばいいですか。どうでしょうか。

(栃木県)

附帯意見としていただいて問題ありません。

(委員長)

では取りまとめたいと思います。これにつきましては、後半部分についてもこのとおり承認する。附帯意見として、「公共施設の整備という行為と、それに対する予算を切り離した説明をしていただけないことが、極めて理解を妨げるものである。」その文案についてはもう少し考えたいと思いますが、要は、「住宅市街地基盤整備事業という公共事業だ」と、そういう説明をすることが極めて混乱を招いたということ自体は事実だと思いますので、附帯意見として、「今後そういう混乱のない説明をお願いしたい。」委員の皆さんどうでしょうか。これだけ議論を費やしたということは、そもそも根本的なところで矛盾があるからだと思います。

では、「説明において、当該公共施設の整備という行為と、補助金の予算費目をきちんと分けた、わかりやすい説明をしていただけるようお願いしたい。」という内容の附帯意見をつけるということで、ここは収めさせていただいてよろしいですか。

(「はい」の声)

(委員長)

それでは、今の附帯意見を除けば、県の対応方針(案)のとおり妥当として、異議なしということに認めたということになると思います。

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に報告いたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。